◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第396号（H29.4.7）◆◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝
1.重大事故等情報＝4件（3月31日～4月6日分）
(1)乗合バスの車内事故
(2)乗合バスと路面電車の衝突事故
(3)大型トレーラーの酒気帯び追突事故
(4)大型トラックの追突事故
2.平成28年度乗合バス事故防止対策検討WG（ワーキンググループ）における事故防止対策のとりまとめについて（関東運輸局発）【新着情報】
3.「貸切バス事業者のデジタル式運行記録計導入ガイド」を作成しました
4.車いす利用者等による貸切バスの利用拡大へ～リフト付き貸切バスの臨時営業区域制度を拡充～
5.訪日外国人旅行者向け貸切バス特例制度（臨時営業区域）の認可期間を延長します～訪日外国人旅行者の受入環境を整備～
6.「貸切バス予防整備ガイドライン」を策定しました～貸切バス事業者が行うべき予防整備の基準事例を示します～
7.行政処分の基準等が改正されました（3月21日施行）
8.準中型自動車運転免許の新設に伴う運転免許の種別の確認について
◇◇◇

により発生した模様。

(3)大型トレーラーの酒気帯び追突事故
4月3日（月）午前6時50分頃、鹿児島県の市道において、福岡県に営業所を置く大型トレーラーが運行中、赤信号で停車していた際、前方で停車していた乗用車に追突した。
この事故による負傷者はなし。
警察によると、当該大型トレーラー運転者の呼気から基準値を超えるアルコールが検出されたため、道交法違反（酒気帯び運転）の疑いで現行犯逮捕された模様。

(4)大型トラックの追突事故
4月3日（月）午後5時00分頃、長野県の高速道路において、大阪府に営業所を置く大型トラックが運行中、工事渋滞で停止していた車列に追突し、6台が関係する多重事故となった。
この事故により、追突された車両に乗っていた6名が重傷を負い、11名が軽傷を負った。
また、この事故により、現場付近の高速道路が約6時間通行止めとなった模様。

上記4件の死傷者数計：死亡0名、重傷7名、軽傷11名（速報値）

◇◇◇

〇乗合バスの事故防止対策
事故防止に効果が認められた取組の水平展開
・乗合バス事故防止対策検討WG（ワーキンググループ）においてとりまとめた「歩行者・自転車事故、車内事故の防止に効果が認められた取組方事例」について、乗合バス事業者への水平展開を行う。（随時）

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/press/date/1704/0404/cs_p170404.pdf

◇◇◇

します～訪日外国人旅行者の受入環境を整備～】
（配信日：H29.3.31）

訪日外国人旅行者向けの貸切バス需要に対応するため、平成29年3月末まで貸切バスの臨時営業区域を設定する特例措置を講じているところですが、今後も訪日外国人旅行者数の増加が見込まれること、また、本制度を活用している貸切バス事業者において安全確保策が継続して講じられていることに鑑み、本制度の認可期間を1年間延長します。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000265.html

◇◇◇

2.事業者が公表している安全情報の国への報告の義務付けにより、報告を怠った場合の処分量定の新設。（貸切バス事業者のみ）
3.運行管理補助者を選任又は解任した際の、国への届け出が義務付けられたことから、届出を怠った場合の処分量定を新設。（貸切バス事業者のみ）
4.監査において運行管理等に係る書類を速やかに提示できるよう、適切に管理することを義務付けたことから、書類の管理に係る処分量定を新設する。（全ての旅客自動車運送事業者が対象）
5.その他、処分基準、監査方針等の改正を実施

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→ http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/baseline.html

◇◇◇

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html　）

＊ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html　）

【参考】

＊自動車局ホームページ

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

＊自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html　）

・フリーダイヤル受付　0120－744－960

（平日9:30～12:00　13:00～17:30）

・自動音声受付　　03－3580－4434（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆